

地方自治体の無料職業紹介権限の強化

平成25年6月21日
全国知事会
埼玉県知事 上田 清司

ハローワークをめぐる主な検討経過

H20.12. 8 地方分権改革推進委員会第2次勧告

- ・地方自治体が行う無料職業紹介を、国に準ずるものとして法律上位置付け
- ・ハローワークのシステム・端末を地方の職員が利用

H22. 7.15 全国知事会報告書「国の出先機関原則廃止に向けて」とりまとめ

- ・最重点分野としてハローワークの早期移管を要請

H22.12.28 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

- ・国の職業紹介等の事務と地方の福祉相談等の事務を、自治体主導の下、一体的に実施することを可能に（自治体からの特区提案にも誠実に対応）
- ・国と地方の事務の一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を検証し、権限移譲を検討

H23.12.26 地域主権戦略会議が「ハローワーク特区」の実施方針を決定

- ・東西1か所ずつで試行

H24.10. 1 埼玉・佐賀県でハローワーク特区開始

- ・協定に基づき、知事は労働局長に必要な指示をすることが可能

ハローワーク移管を求める全国知事会の主張

(平成22年11月10日 全国知事会資料「ハローワークは地方移管でこう変わる」より)

ハローワーク地方移管のメリット

1. 就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる
福祉、住宅など求職者にとって真に必要な支援をワンストップで提供
2. 雇用創出から人材育成まで一貫した雇用政策を展開できる
雇用を生み出す産業の育成、それを担う人材の育成まで一貫した政策を展開できる
3. 弾力的な人員配置で利用者サービスを向上
他部局から応援職員を配置し、相談窓口の待ち時間をスピーディに改善

さらに…

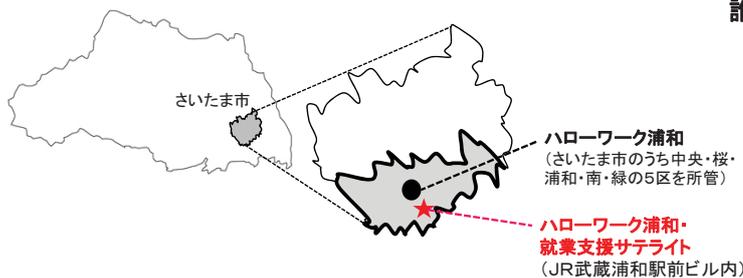
地方は
住民監視の目が届きやすい
行革の実績も国を上回る

事務の効率化や
組織のスリム化も実現

2

埼玉におけるハローワーク特区の取組

H24.10.29 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」開設



誰でも気軽に使える利便性を徹底追求

- ① 平日19時まで営業
- ② 子ども連れでも安心
(授乳室・キッズスペース完備)
- ③ 主要駅から3分の好アクセス

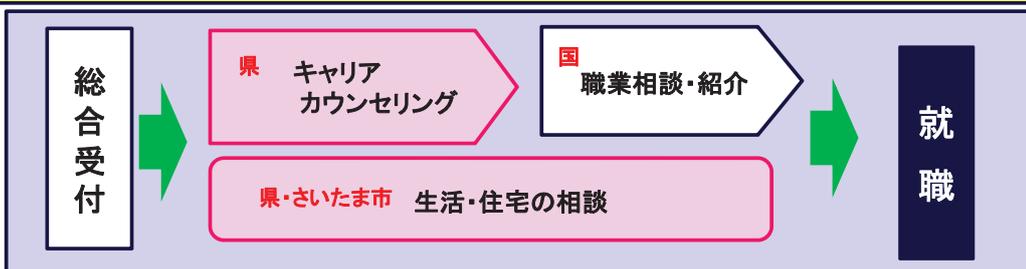


アクセスのよい駅前ビルで平日19時まで営業



マザーズコーナーのキッズスペース

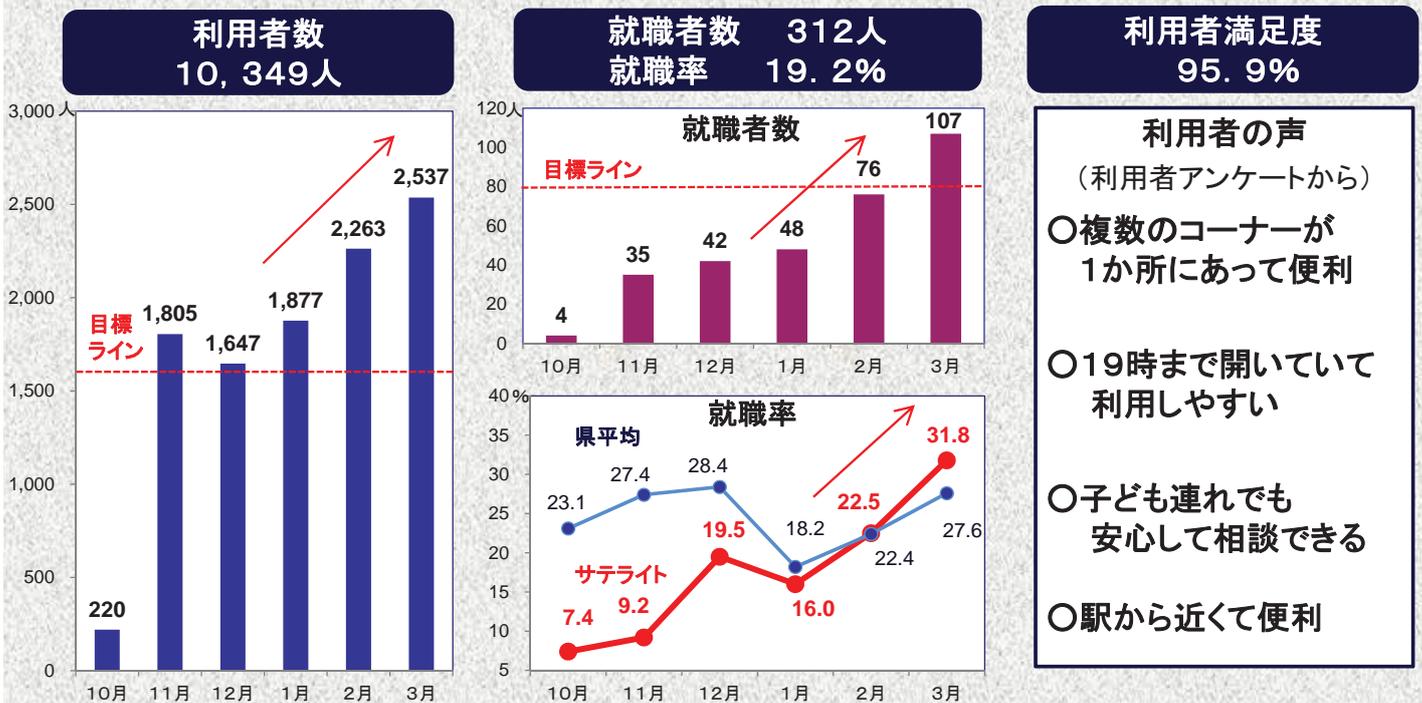
■ カウンセリングから職業紹介、生活相談までワンストップ支援



丁寧な個別支援

※ 人事交流により県職員2名(ハローワーク次長、実務研修の相談員)が国のハローワーク業務に従事
※ H25.5.27 若者・女性専門支援コーナーを拡充

■埼玉のハローワーク特区の実績(24年度)



■ハローワーク特区の着実な実施

- ・ 県主導による国・県のサービスの一体的提供 → 県民への就業支援を充実
新たな利用者にサービス提供を拡大、求職だけでなく生活面からも同時に支援
- ・ 移管可能性の検証を行い、移管の実現を目指す

4

地方自治体の職業紹介権限の強化

【現 状】

- 既に各地方自治体は、若者・女性の支援、医師確保等の施策として「独自の職業紹介事業」や「ハローワークの職業紹介と連携した就業支援事業」を展開
- しかしながら、国のハローワークと比較すると、機能や権限に限界が存在

課題1

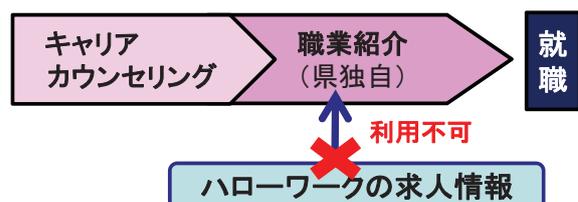
ハローワークの求人情報に基づき、自治体が直接職業紹介(紹介状発行)を行うことができない

- 自治体独自で収集した求人情報は、全国ネットワークのハローワーク求人になると情報量が不十分
- 自治体がハローワークの求人を紹介しようとする場合、求人企業から自治体に改めて求人票の提出が必要

例)埼玉県女性キャリアセンターの場合

- ・ キャリアカウンセリングから職業紹介まで一貫支援
- ・ 現在は県独自で開拓した求人を紹介

↓
ハローワークの求人情報を活用できれば、
よりの確なマッチングとスピーディな就職が可能に



➡ 都道府県職員がハローワーク求人情報に基づき紹介状を発行できる環境を整備すべき

- 都道府県による紹介も雇入れ助成金等の対象とする等の措置も必要
- 都道府県職員のスキルアップのため、職業紹介の研修等の実施も必要

課題2

自治体職員は、詳細な求人情報を閲覧できるハローワーク職員端末の使用が認められていない

- キャリアカウンセリング等で支援している若者等の相談者にハローワーク求人情報に基き職業紹介するには国への引継ぎが必要
- 県が開拓した求人情報を直接全国ネットワークに掲載することはできず、所轄ハローワークへの依頼が必要



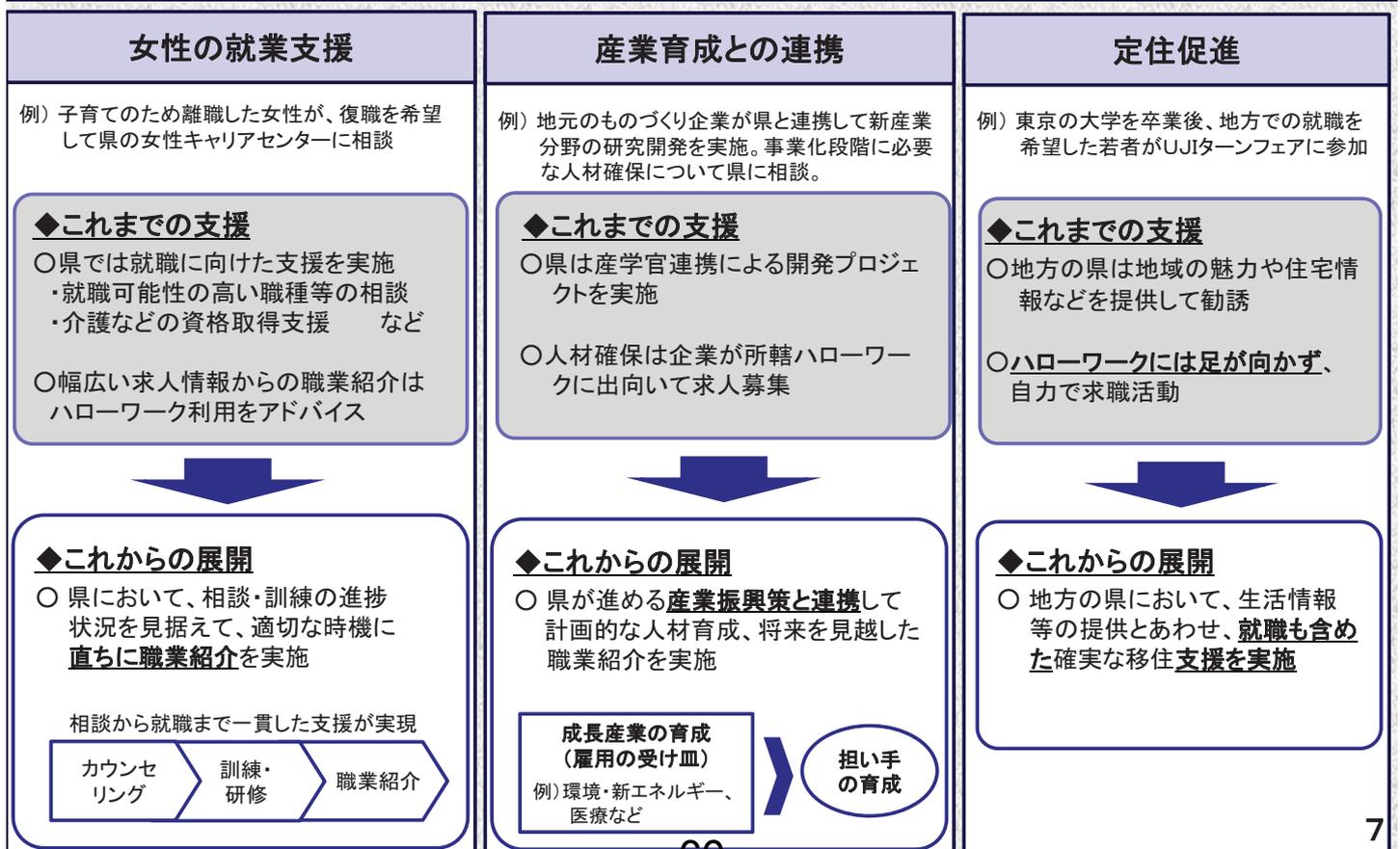
都道府県職員にも、国職員と同様にハローワーク職員用コンピュータ端末の使用を認めるべき

○自治体の使用方法

- ①自治体のキャリアセンター内にハローワークのオンライン端末を整備する場合
- ②オンラインではなくポータブル端末に職員用データをコピーしセンター内、出張相談先で使用する場合 など
 - ・オンライン端末の場合は特に導入に係る費用負担への支援、ポータブル端末の場合はシステムのデータ移行速度及び更新頻度の向上が必要。
 - ・情報提供方法の検討の初期段階から、実際に使用する自治体と協議して進めることが必須。

6

地方自治体の職業紹介権限強化で可能になる取組



2013年6月21日雇用対策部会
東京大学大学院法学政治学研究科教授
岩村正彦

1. 職業安定法、雇用対策法および雇用保険法等の労働市場に関する各種法令は、憲法 27 条 1 項が定める国民の勤労権を国が保障するためのものであり、こうした各種法令が定める無料職業紹介、雇用対策、雇用保険にかかる業務を、実際の第一線で一体的に担っているのが公共職業安定所(ハローワーク)である。企業の求人活動、そして求職者の求職活動は、地方公共団体の域内に限定して行われるものではなく、そのボーダーを超えて行われるものであるし、また産業政策・雇用政策の必要から 1 つの地方公共団体の域内に限定せずに、広域的に各種の雇用対策を講じなければならない場合も、これまで経験してきたように、少なくない。それゆえに、公共職業安定所の無料職業紹介等の様々な業務もその所轄地域内に限らない、全国的なネットワークの中で展開している。先に述べたように、これら業務は憲法 27 条 1 項の勤労権の保障の具体化でもあるから、こうした全国的なネットワーク体制は、今後とも堅持される必要がある。

2. 他方で、地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めるものとされ(雇用対策法 5 条)、国の行う職業指導および職業紹介と地方公共団体の行う雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、協力するものとされている(同法 31 条)。そして無料職業紹介に関しても、地方公共団体は、当該区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策や産業政策に付帯する業務として、厚生労働大臣への届出によって、無料職業紹介事業を行うことが

できる(職業安定法 33 条の 4)。このように、地方公共団体が、その自治事務として、自らの政策的判断にもとづいて、その区域内における雇用政策やそれに付随する無料職業紹介事業を行うことは、現行法上、何ら支障がない。したがって、往々見られる、無料職業紹介事業を、国が行うのか、地方公共団体が行うのかという形の議論は実益に乏しく、むしろ現行法制の枠組みを十分に活用しつつ、政策的ニーズを有する地方公共団体と国との間で、いかにして効果的な雇用施策を構築していくかという方向での検討を進めるのが適切である。

3. こうした観点から考えると、それぞれの区域内の雇用政策・産業政策・福祉政策等に関するニーズを有する地方公共団体が、その施策の実施上有益と考えられる求人情報を、全国的なネットワークを有する公共職業安定所(ハローワーク)からオンラインまたはデータの形で提供を受け、上記の各地方公共団体独自の各種施策の実施に生かしていくことは、上述 2.で述べた視点からも、適切なものと考えられる。ただ、その際、重要なのは、オンラインやデータで提供される求人情報をどのような形で各種施策に活用していくかというビジョンを提供を受ける地方公共団体側が明確に持つことであり、この点では地方公共団体の企画立案力に期待されるところが大きい。そうしたビジョンなしに、オンラインまたはデータとして提供されたものの利用を安易に民間事業者に業務委託等の形で委ねてしまうといったことは、国と地方公共団体との協力・連携の趣旨を逸脱するものといわなければならないであろう。

4. すでに、国と地方公共団体との間では、同一施設内で公共職業安定所(ハローワーク)の無料職業紹介等の業務と地方公共団体の福祉業務等とを一体的に行う取組が進められており、当該地方公共団体その

他の関係者から肯定的な評価を受けている。また、国と地方公共団体との間での雇用対策協定も締結数が増えており、いわゆるハローワーク特区も 2 県で 2012 年 10 月から実施されている(ただ、これらはまだスタートしたばかりであるところであるから、その実績を今後見守る必要がある)。今般、国会で審議中の生活困窮者自立支援法案でも、届出をして無料職業紹介事業を行う都道府県に対して国が求人情報の提供をするものとする定められている(同法案 11 条 4 項)。こうした様々な形態での国と地方公共団体との間での無料職業紹介事業と各地方公共団体独自の雇用施策・福祉施策等との連携(たとえば求人情報のオンラインやデータでの提供や上述の一体的実施等)を(評価と見直しといった過程を経つつ)進めていくことによって、相乗的な政策効果を上げていくことが望まれる。

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（平成25年6月14日閣議決定）
（自治体への求人情報提供関連部分抜粋）

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

② 民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限に活用する。

○ハローワークの求人・求職情報の開放等

- ・ ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。 本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- ・ ハローワークの保有する求職情報の開放について、求職者や民間人材ビジネスに対するニーズ調査を直ちに実施し、本年末を目途に結論を得る。また、ハローワークの求職者が民間人材ビジネスの活用を希望する場合の円滑な誘導支援を速やかに開始する。
- ・ ハローワーク特区等の経験に基づき、自治体の意向を踏まえハローワークと地方自治体の職業紹介機関等の連携強化を全国展開する。

公共職業安定所（ハローワーク）に係る国と地方公共団体の 「一体的実施」の取組に関するアンケートの結果概要（報告）

内閣府地方分権改革推進室

- 第 1 回雇用対策部会での鎌田構成員からの意見を受けて、ハローワークの求人情報が地方公共団体で使えるようになった場合にできるようになること等の改善点について、現在「一体的実施」の取組を行っている地方公共団体に照会した結果、6月28日現在で、79団体（26都道府県、53市町村）から回答があった。
- 回答事例は、次表のとおりであり、引き続き情報の収集・整理を行い、関係方面に提供したい。

【都道府県からの回答事例】

求人情報の活用に係る主な改善提案	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求人データについて、これまでの各種統計データ及び統計資料作成のための集計用フォーマット等を合わせて提供いただければ、独自の分析に活用でき、より効果的な施策を検討することができる。 また、本県では、ジョブカフェは民間事業者に委託していることから、守秘義務の下に委託先の職員が求人データを活用できるように配慮していただきたい。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークシステムの職業紹介端末を開放いただければ企業情報の共有が可能となり、自治体独自の求人情報も組み入れることにより、自治体独自で収集した雇用関連情報等の掲載も可能となり、国・地方が一体となった地域企業情報の整備が可能となる。 ・求人検索機への自治体独自の求人情報の掲載が可能となれば、双方が持つ情報を一括で求職者へ提供でき、さらなる住民サービスの向上につながるとともにコストカット効果が期待できる。

【市町村からの回答事例】

求人情報の活用に係る主な改善提案	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・提供される求人情報により自治体が職業紹介まで行う場合、提供される情報がハローワーク内で求職者が閲覧できるレベルのものではなく、求人への応募状況や企業への指導状況等の企業情報まで含めて提供いただければ、求職者ニーズに合致した職場であるかを把握でき、適切なマッチングができる。 ・市独自の施策検討に際しても、市域内の求人企業の状況や求職者の志向等の情報を提供いただければ効果的な分析ができる。

②	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、生活保護窓口において、職員が自由に、求人情報を引き出せる状況であれば、個別の場所等を新たに設置することなく、事業の展開が可能となり、福祉サービスの対象者にとっても、福祉から就労へのワンストップなサービスを提供することが可能となる。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において必要な雇用政策の企画立案にあたり、本市域限定での求人動向を示す関係データが分からないため、現在は県全体の数値ないし市内3ハローワークでの一部の数値で代替するなど、綿密な分析ができない。ハローワークの求人動向について本市域分のみ（3ハローワーク分のみでも）詳細な情報を提供いただければ、独自政策を検討するにあたって、より効果的な分析ができる。 ・現在、国において検討されている地方公共団体へのハローワーク求人情報の提供について、有料職業紹介事業者への委託により職業紹介事業を実施している委託元自治体へも情報提供をしていただけるとありがたい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求人情報の提供があれば、現在の対象者以外の者に対しても、求人情報の提供が可能となり、市民の利便性が向上する。例えば、母子家庭等就業支援センターにおける無料職業紹介（母子寡婦福祉連合会へ委託）や、男女共同参画推進センターにおける就労支援に活用が可能。 ・ハローワークの求人情報の提供があれば、業務を行う上で市の職員自身が利用することができ（例えば、生活保護のケースワーカーが被保護者への就労指導を行う際に求人情報の提供を併せて行う、など）、市民に対して、よりきめ細かい支援が可能となる。 ・ハローワークの求人情報を加工可能な形式（CSV形式）で提供いただければ、市が施策等を検討する上での基礎データとしての活用が可能となり、また、市の各部局において各ニーズに対応した形での情報の活用が可能となる。 ・セキュリティー技術が発達している状況において、専用回線の設置をせずとも、インターネットVPN方式を活用するなどして、安価にリアルタイムの求人情報が市に提供できるようにしていただければ、市における求人情報の活用が進み、市民に対する支援の強化や利便性の向上につながる。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者へ就労支援を行う場合、就労意欲を持っていただくまでに時間を要することが多く、抱えている問題も多様である。より効果的な支援を行うには、支援者の世帯状況等個々の特性把握や就労支援状況を情報共有する必要があるため、ハローワーク、自治体両方で、窓口の予約状況、支援者の世帯状況、就労支援状況等の情報をリアルタイムで確認できるシステムを構築し、情報共有することにより効率的な業務、効果的な就労支援が可能と考える。